

協力金給付対象施設一覧

(令和2年4月22日改訂)

■休業を要請する施設

種類	内訳
遊興施設等	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	パブ
	性風俗店
	アダルトショップ
	個室ビデオ店
	インターネットカフェ
	まんが喫茶
	カラオケボックス
	ライブハウス
	場外馬・車・舟券場
運動施設 ※屋外施設は対象外とする	体育館
	水泳場
	武道場※
	ボウリング場
	スポーツクラブ
	ホットヨガ・ヨガスタジオ
	ゴルフ練習場※
	バッティング練習場※
	テニス場※
	遊技施設
パチンコ店	
ゲームセンター	
遊園地	
劇場等	劇場
	映画館
集会場・展示場等	集会場
	展示場
	貸会議室
	博物館
	美術館
	図書館
	科学館
	動物園
	植物園

種類	内訳
学習塾その他の学習支援施設	各種学校などの教育施設
	自動車教習場
	学習塾
	英会話教室
	音楽教室
	囲碁・将棋教室
	そろばん教室
	生け花・茶道・書道・絵画教室
	バレエ教室
	体操教室
ホテル、旅館、休憩施設等 (宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等)	ホテル
	旅館
	スーパー銭湯
	温泉休憩施設
商業施設 (生活必需品物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗) ※ショッピングモール、百貨店は、入居店舗毎、個別に判断	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)
	ペット美容室(トリミング)
	住宅展示場(集客活動を行い来場を促すもの)
	古物商(質屋を除く)、リサイクルショップ
	金券ショップ
	宝石類や金銀の販売店
	美術品販売
	古本屋
	おもちゃ屋
	DVD/ビデオレンタルショップ
	時計販売
	アウトドア・スポーツ用品店
	土産物店
	写真店・フォトスタジオ
	墓石・石材店
	岩盤浴
エステティックサロン	
ネイルサロン、まつげサロン	

■ 営業時間の短縮を要請する施設

種類	内訳
食事提供施設 ・営業時間の短縮を要請(5時～20時) ・酒類の提供については、19時までとするよう要請 ※宅配・テイクアウトを除く ※営業時間を5時から20時までに短縮した場合、または終日休業した場合に対象となる ※もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は対象外	飲食店
	居酒屋
	料理店
	喫茶店